

# 議 事 日 程

令和元年 第 8 回 定 例 会  
12月20日（金）午後3時00分  
五所川原市本庁舎 3階 議会委員会室

開会

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 前回会議録の承認（令和元年第7回定例会）

第 4 教育長の報告

第 5 議案第14号 五所川原市立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定変更並びに区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について

閉会

---

※ 次回定例会開催予定日 令和2年1月24日（金） 午後1時30分  
五所川原市本庁舎 3階 議会委員会室

令和元年

五所川原市教育委員会

第 8 回 定 例 会

(付議案件綴)

五所川原市教育委員会

目 次

付議案件

- 1 議案第14号 五所川原市立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定  
変更並びに区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正す  
る要綱の制定について P 1

議案第14号

五所川原市立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定変更並びに区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について

五所川原市立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定変更並びに区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和元年12月20日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

区域外就学の許可事由の変更に伴い、当該要綱において一部を改正するものである。

五所川原市立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定変更並びに区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

五所川原市立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定変更並びに区域外就学に関する取扱要綱の一部を次のように改正する。

第1条中「の指定の変更」を「の指定変更（以下「指定校変更」という。）」に改める。

第2条第1項中「指定の変更」を「指定校変更」に改める。

第3条の見出し中「指定校の変更」を「指定校変更」に改め、同条中「就学すべき小学校及び中学校の指定の変更」を「指定校変更」に、「学校運営上」を「学校運営上」に改める。

第4条第1項中「ただし、指定校に同法第81条第1項に規定する学級が設置されていないため、児童生徒が、当該学級の設置されている指定校以外の小学校及び中学校に就学する場合の手続きは、この限りでない。」を削り、同条第2項中「指定校の変更」を「指定校変更」に改める。

第5条の見出し中「指定校の変更」を「指定校変更の」に改め、同条第1項中「第4条」を「前条」に、「指定校の変更」を「指定校変更」に改める。

第7条第2項中「指定校の変更」を「指定校変更の」に改める。

第8条第1項中「第7条」を「前条」に改め、同条第3項中「通知の」を「通知に」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「指定校の変更」を「指定校変更」に改め、「取り消すことがある」を「取り消すことができる」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条・第4条関係）

	許可事由	申請可能な対象学年	許可期間	添付書類	備考
1	地理的（地域的）理由	全学年	卒業まで		
2	身体的理由（病弱・肢体不自由・著しい疾患）	全学年	必要と認められる期間	医師の診断書、その他証明できるもの	
3	いじめ、不登校等の理由	全学年	必要と認められる期間	学校長の意見書、カウンセラーの意見書、医師の診断書、その事務を主管する課長の意見書、その他証明できるもの	
4	転居後の在籍校希望	全学年	卒業まで		

5	在籍する幼稚園等がある学区の学校へ通学	小学校第1学年	卒業まで	幼稚園等在籍証明書	申請期間は、小学校入学前のみ
6	両親が共働きで、預け先の学区の学校へ通学	小学校第1学年～小学校第6学年	卒業まで	両親の勤務証明書、自営業従事申告書その他両親が共働きであることを証明できるもの及び預り証明書	
7	転居予定	全学年	概ね1年まで	建築確認済証の写、賃貸・請負・売買契約書の写、その他証明できるもの	
8	兄弟姉妹が指定校変更の許可を受けての希望校在籍	全学年	卒業まで		
9	指定校変更の許可を受けた児童の中学進学	小学校第6学年	卒業まで		
10	部活動を理由とした中学進学	小学校第6学年	卒業まで	部活動在籍証明書(毎年度)	指定校に当該部活動がない場合
11	その他特に教育的配慮が必要と教育長が認められるもの	全学年	必要と認められる期間	教育長が指示する書類	

別表第2 (第6条・第7条関係)

	許可事由	申請可能な対象学年	許可期間	添付書類	備考
1	地理的(地域的)理由	全学年	卒業まで		

2	転居後の在籍校希望	全学年	卒業まで		
3	在籍する幼稚園等がある学区の学校へ通学	小学校第1学年	卒業まで	幼稚園等在籍証明書	申請期間は、小学校入学前のみ
4	五所川原市に住所異動の予定	全学年	住民登録予定日まで	建築確認済証の写、賃貸・請負・売買契約書の写、その他証明できるもの	
5	兄弟姉妹が区域外就学の許可を受けての希望校在籍	全学年	卒業まで		
6	区域外就学の許可を受けた児童の中学進学	小学校第6学年	卒業まで		
7	部活動を理由とした中学進学	小学校第6学年	卒業まで	部活動在籍証明書 (毎年度)	指定校及び住所を有する市町村に当該部活動がない場合
8	その他特に教育的配慮が必要と教育長が認められるもの	全学年	必要と認められる期間	教育長が指示する書類	

※すべての許可事由において世帯全員の住民票添付  
附則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。